

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和7年12月23日

兵庫県知事 殿

住 所 兵庫県小野市王子町 800-1
小野商工会議所 会頭 宮岡督修

住 所 兵庫県小野市中島町 531
小 野 市 長 蓬 萊 務

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：草柳 誠

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害)

小野市の地域に発生する災害のうち最も発生頻度の高いものは、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨及び台風による風水害等であるので、災害の種類としては、道路の冠水・決壊、河川・ため池の溢水・決壊及び一部山くずれ等を想定し、市内事業者の事業継続力強化支援事業計画を作成するものとする。

(土砂災害)

本市は、なだらかな丘陵地帯があり、その結果、急勾配のがけが各地にある。また、河川やため池を多く擁しているため、大規模な地震が起これば、がけ崩れや堤防及び堰堤の決壊などにより、人命、家屋等の被害が相当数発生する恐れがある。さらに、地震の前後に豪雨があれば、被害は相乗的に増大する。

そこで、これらの被害を最小限にとどめるため、災害予防対策を進めるものとする。小野市内の土砂災害警戒区域は43箇所、そのうち24箇所を土砂災害特別警戒区域に指定している。(小野市地域防災計画より)

(地震)

本市がある東播磨地区は、山崎断層帯を震源とする内陸型の地震が発生するとされており、その規模は最大でマグニチュード7.5、市内における最大震度7と想定されている。今後当市に大きな影響を与える可能性が高い地震として、以下の地震があげられる。

1. 山崎断層帯地震

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で、那岐山(なぎせん)断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分され、全体の長さは約80kmである。

兵庫県には、山崎断層帯主部が岡山県勝田郡勝田町(現・美作市)から兵庫県三木市に至り、ほぼ西北西-東南東方向に一連の断層が連なるように分布し、南東部(三木断層、琵琶甲断層)と北西部(安富断層、暮坂峠断層、土万断層、大原断層)の2つに区分された左横ずれが卓越する断層帯である。

草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東-西南西方向に延びており、右横ずれが卓越する断層である。

小野市の南部には、山崎断層帯南東部の一部を構成する三木断層が存在し、粟生町から樫山町の方向に西北西から東南東方向へ斜めに通っている。また、これらに平行した断層らしき地形が確認されている。

平成15年12月10日に公表された山崎断層帯の平均活動間隔は3,000年前後とされ、今後30年間の発生確率は0.03から5パーセントとされており、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の発生前の確率にほぼ等しく、国の主な活断層の中で高いグループだといわれていたが、その後の調査により平均活動間隔は約3,900年程度と絞り込まれたため、平成25年7月19日に改定され、今後30年での発生確率は0.00から0.01パーセントとなり可能性の高いグループから外れた。

草谷断層の平均活動間隔は約6,500年程度とされており、今後30年での発生確率は、ほぼ0.00パーセントとされている。

◇被害想定（最大）2025年時点

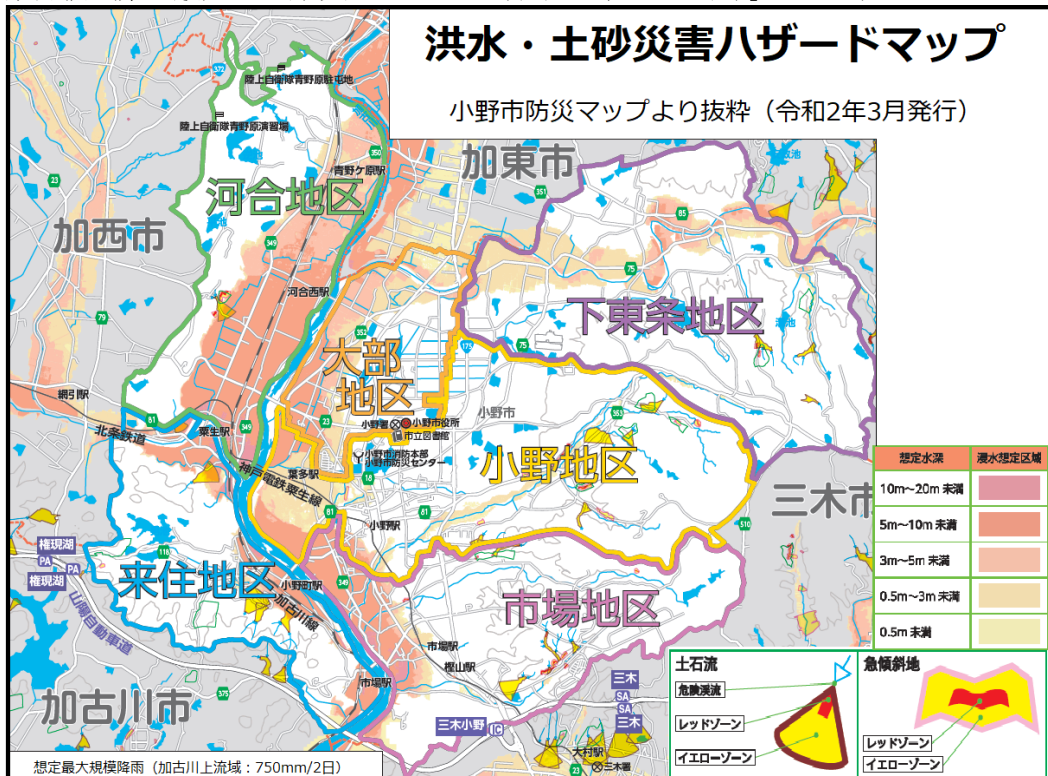
死者数 約 780人 負傷者数 約 3,200人 全壊建物数 17,013棟
半壊建物数 約 12,500棟 避難者数 約 22,000人 失火棟数 10棟

2. 南海トラフ巨大地震

今後10年以内で30%程度、30年以内では60%～90%程度以上、50年以内では90%以上と、極めて高い数値で推移している。発生すれば、全県・全国規模で甚大な被害が発生し、周辺都市からの応援が困難であることが予想される。

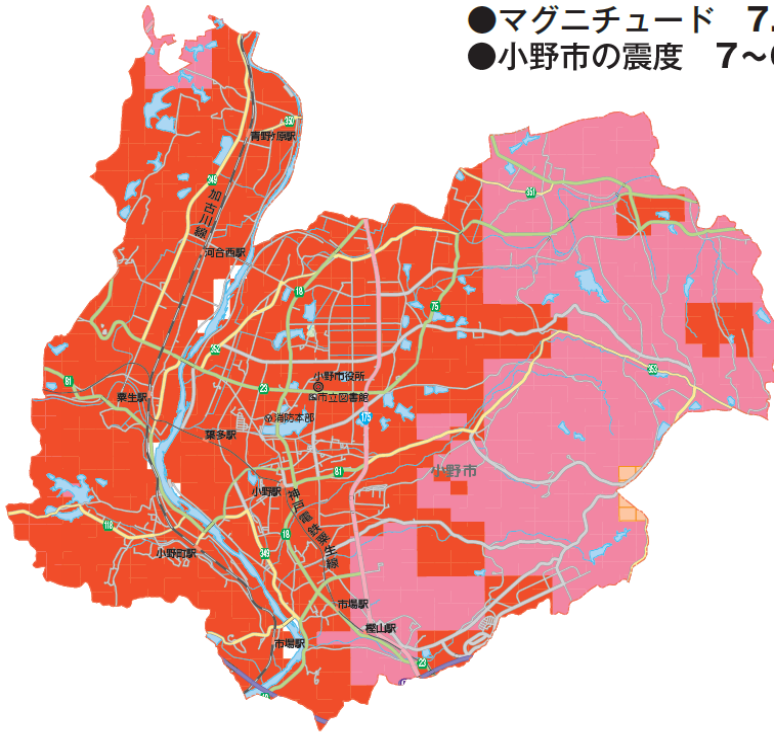
地震	山崎断層帯地震	南海トラフ巨大地震
規模等		
想定規模	M7.5クラス	M8.0～9.0クラス
最大被害地域	地震ハザードマップのとおり	//
小野市における最大震度	震度6弱～7	震度5強～6弱
今後30年以内の発生確率	0～0.01%	60%～90%程度以上

（南海トラフ巨大地震については、地震調査研究推進本部の南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）の一部改訂について（令和7年9月公表）」による）



山崎断層帯地震 最大震度7 (主部南東部・草谷断層運動)

- マグニチュード 7.5
- 小野市の震度 7~6弱



震度7

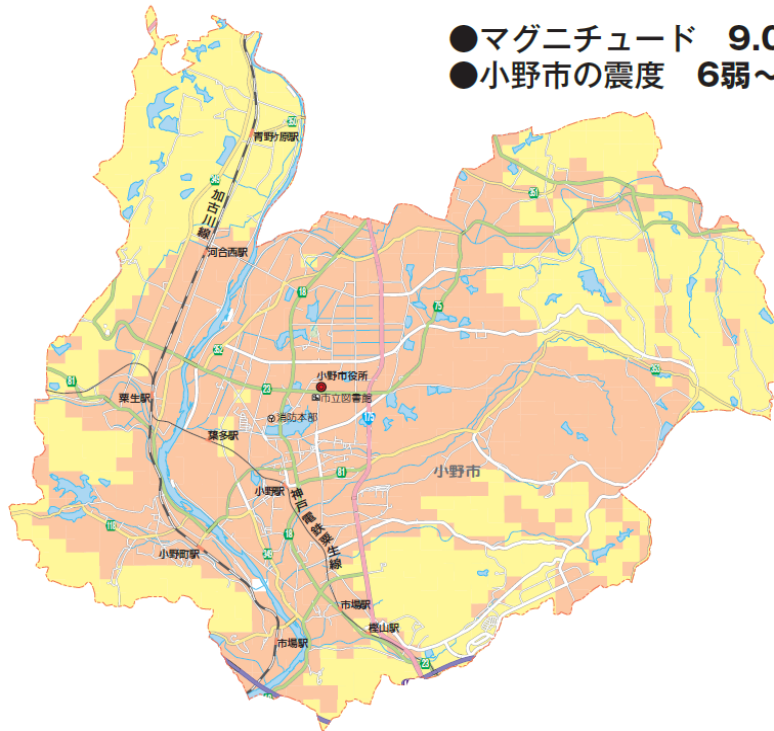
震度6強

震度6弱

震度5強

南海トラフ巨大地震 最大震度6弱

- マグニチュード 9.0~8.0クラス
- 小野市の震度 6弱~5強



(その他)

市内では、昭和36年、40年、58年に、1,000人以上が被災した風水害を経験している。中でも、昭和40年9月の台風24号では、24,000人余りが被災し16億円以上の被害があり、災害救助法が適用された。最近では、平成16年の台風23号による災害救助法の適用や、平成25年の水害では、大島橋及び粟田橋の橋脚が破壊され交通が遮断されたことがあった。

(感染症対策)

新型インフルエンザやSARSなどの感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。近年、世界的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、日本においても全国的かつ急速に拡大し、緊急事態宣言の発令や県からの休業要請等が行われたことで、本市においても多くの事業者が多大な影響を受けた。今後においても、感染症の拡大は市民の生命や健康を脅かすとともに、事業者においても重大な影響を与える恐れがある。

(サイバー攻撃)

小野市の企業は、大手メーカーや近隣の有力企業の下請けとして重要な役割を担っている。大手企業は鉄壁のセキュリティを築いているが、地元の小規模な加工会社や部品メーカーは「守りが手薄」とみなされ、攻撃者にとっての格好的にされる危険性がある。このことも踏まえ過去には兵庫県警サイバー犯罪対策課と連携し、サイバー攻撃の危険性について講習を行っている。

(2) 商工業者の状況

令和3年度経済センサスによると、以下のとおりである。

事業者数	1,980社
商工業者数	1,952社
小規模事業者数	1,658社

【内 訳】※小規模事業者数は概算

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	製造業その他	620	539	市内に広く分散している
	商業（卸売・小売）	462	393	小野市の中心部に点在している
	サービス業	870	726	同上

※推計の根拠（ロジック） 建設業（約94%）、製造業（約87%）、小売業（約85%）など、総務省・中小企業庁の統計における一般的な小規模企業構成比を、小野市の産業別事業者数に掛け合わせて算出。

(3) これまでの取組

- 1) 小野市の取組
 - ・地域防災対策
 1. 地域防災計画の作成
 2. 防災に関する組織の整備

3. 本市内の公共団体の育成指導
4. 防災意識の普及と訓練の実施
5. 自主防災組織の育成指導
6. 防災のための施設及び設備の整備点検
7. 災害に関する情報の収集伝達及び広報広聴の実施
8. 避難の勧告、指示
9. 消防、水防その他の応急措置
10. 応急の救援を要すると認められる者に対する救助及び応急救援措置
11. 緊急輸送の確保
12. 災害発生の防御及び拡大防止措置
13. 市職員の災害予防及び災害応急対策に対する体制の確立

・感染拡大防止対策

1. 小野市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成
2. 救急活動等における感染防止対策
3. 保育所等における感染防止対策
4. 幼稚園における感染予防対策
5. 産後ケア施設における感染防止対策
6. 介護拠点施設の感染防止対策
7. 防災資機材整備事業
8. 健診等における感染防止対策
9. 体育施設における感染防止対策
10. おの新型コロナウイルス対策基金の設置
11. 放課後児童クラブにおける感染防止対策

2) 当所の取組

・相談体制の強化

令和5年度にはコロナ禍以降の事業者を支援するために中小企業診断士・社労士の専門家による相談会を毎週1回行った。令和5年度以降も月1回の診断士の相談会や、週1回のITコーディネータによるDXに取り組むための支援を継続して行っている。

・共済・保険制度の促進

火災共済や小規模企業共済など、万が一の際の資金繰りを確保するための制度案内を強化

・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等を備蓄予定）

当所敷地内に備蓄倉庫を設置し、防災備品を備蓄する予定。

II 課題

これまで事業者向けのBCP対策に関する取り組みはセミナー開催などの啓蒙活動のみで、具体的な策定支援は十分でない。一過性のセミナーでは、現場の実情（立地、業種）により様々であることや、作ったことがゴールになってしまうため、効果が低いと考えられる。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を経験した職員もほとんどいないため、災害に対するリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

Ⅲ 目標

本計画では単なる定量的（数）の追求にとどまらず、意欲ある事業者への長期的・定性的な支援へ重点を移す。

定量的に事業者に対して支援を行うのではなく、計画年度内（5年）でBCPや事業継続強化に取り組む事業者を支援していく。（育てる支援）

【第1年次（令和8年）】内部体制の整備と意識醸成、着手環境の整備

事業者には「BCP＝難しい」という先入観を捨ててもらおう期間。

内部施策：

内部施策として、巡回指導等で参考資料として活用可能な簡易チェックシートを1種類作成する。また、外部専門家（中小企業診断士、ITコーディネータ等）との連携先について、1者以上の連絡体制を確認する。

事業者向け：

事業者向けの取組としては、「災害に強い店づくり・会社づくり」として説明または資料配布を行った事業者数を20事業者とする。

また、ハザードマップの配布や立地リスクについて簡単な説明を行った事業者数を10事業者とする。

【第2年次（令和9年）】巡回指導等と一体化した普及活動とデジタル化の導入

既存の巡回指導や相談業務の中に、事業継続の要素を組み込む。

巡回指導や相談対応の際に、災害時の備えや事業継続に関する簡単な助言を行った事業者数を20事業者とする。

DXとの連動：

ITコーディネータを活用してクラウド会計やデータバックアップ導入を「BCPの一環」として推奨。データ保存やクラウド利用等について「万に備える方法」として紹介・説明を行った事業者数を10事業者とし、そのうち実際に何らかの保存方法を開始した事業者数を3事業者とする。

資金繰り支援：

共済の見直しや、災害時貸付制度の周知を徹底。

共済制度や災害時貸付制度について概要説明を行った事業者数を15事業者とする。

【第3年次（令和10年）】具体的アクションの実行（スモールステップ）

計画を作るのではなく、具体的な「モノ・金・情報」の備えを促す期間。

アクション：

具体的な防災対策の導入支援。

成果指標：

「具体的対策（備蓄・DX・共済）を1つ以上実行した事業所数＝計画策定対象事業者」。備蓄、データ保存、共済加入等のうち、いずれか1つ以上の対策を実施した事業者数を5事業者とする。

【第4年次（令和11年）】認定制度への橋渡しとサプライチェーン意識の向上

意欲が高まった事業者に対し、事業継続力強化計画の認定取得を促し、対外的な信用力を高める。

認定取得の重点支援：

3年間の下地がある事業所へ、計画策定をサポート。

認定制度について説明または資料提供を行った事業者数を5事業者とし、そのうち認定取得を支援した事業者数を2事業者とする。

地域内連携：

小野市の伝統産業（金物・そろばん等）の事業者間で、被災時の相互扶助（OEM 生産や機材貸与）の可能性を探る。

【第5年次（令和12年）】評価・見直しと次期計画への接続

5年間の活動を振り返り、事業者がどれだけ耐性上がったかを見直す。

アクション：

自己診断（レジリエンス診断）の再実施。

成果指標： 5年前と比較してどれほど BCP や事業継続力強化に取り組めているのか確認を行う。

簡易的な自己診断や聞き取り等により、事業継続に関する振り返りを行った事業者数を5事業者とする。

また、5年前と比較して「何らかの備えが増えた」と回答した事業者数を3事業者とし、今後も継続的な支援への関与意向を示した事業者数を2事業者とする。

○実施目標（定量）**本申請**

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定支援目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
1,952社	1,658社	R13.3.31まで	10件	10件

年度ごと

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定支援目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
1827社	1444社	R8	0件	0件
		R9	2件	2件
		R10	3件	3件
		R11	5件	5件
		R12	5件	5件

※R12年度については過去に策定した事業所の継続支援も含む

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

小野市が災害対策基本法に基づき作成する地震対策計画、風水害等対策計画と本計画に基づき、今後発生が予想されるあらゆる自然災害や事故、感染症の拡大対策を含め、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

四半期ごとに約200事業所を対象に景気動向調査を実施している。令和8年度から同調査項目にBCP計画の策定状況調査を加えることや実施状況のチェックシートを活用して実施状況を確認することで、管内の事業者の同計画の策定状況を把握する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会員事業所に限らず、巡回経営指導時に、兵庫県が指定した想定し得る最大規模の大雨(想定最大規模降雨:いわゆる1,000年超に1度の降雨)による河川氾濫時の浸水範囲と深さを表示したハザードマップ等を用いながら、河川氾濫時の浸水の深さが5.0m以上の地域は重点的に巡回を実施する。
- ・5m未満の区域事業所立地場所の自然災害等のリスク及び災害時に備えた資金保有など、その影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・商工会議所の会報誌、ホームページ及びメールマガジン、公式LINEを活用して、国や県の施策の紹介や、損害保険の概要、事業者によるBCP作成の必要性を周知する。(計画2年間)
- ・事業継続に関する専門家を招き、個別による相談会を実施することで事業所の状況にあった課題解決が実施できるようにする。

2) 小野商工会議所の事業継続力強化計画

- ・当所は、令和12年12月までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・大規模災害の発生に備え、北播磨地域の商工会議所・商工会が連携し相互応援体制を敷く。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業所調査アンケートを実施し、BCP・事業継続力強化計画策定の進捗状況の確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード6以上の地震)が発生したと仮定し、小野市(産業創造課)との連絡ルートを確認を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

当所職員の安否確認

発災後なるべく速やかに当所職員の安否確認を行う。平日昼間の場合は商工会議所へ連絡する。夜間・休日の場合は事務局長へ連絡する。連絡方法は電話を基本とするが通じない場合はLINE等のほかSNS等繋がるものを利用する。

その際の報告事項は下記とする。

- ①本人ならびに家族の安否
- ②業務従事の可否
- ③自宅並びに自宅周辺の大まかな状況
- ④事務局長は必要に応じて、安否情報を小野市・北播磨県民局及び兵庫県商工会議所連合会へ報告する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と小野市（産業創造課）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合や、夜間休日中の発災時の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を確認し、速やかに職員間で情報共有する。

【被害状況の表現】

大規模な被害がある	・市内10%程度（200社程度）の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内1%程度（20社程度）の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・市内1%程度（20社程度）の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内0.1%程度（2社以上）の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

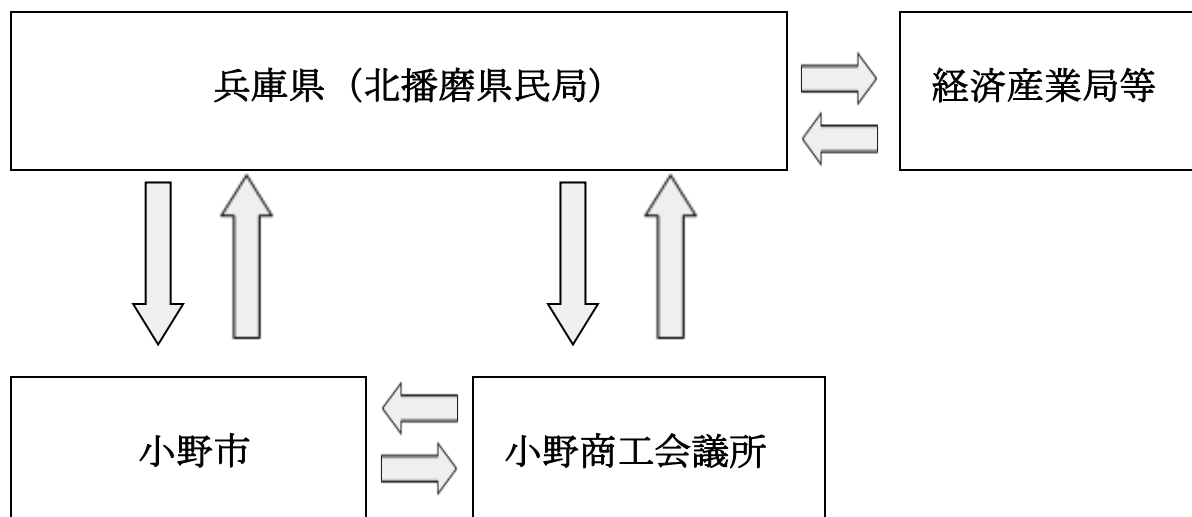
発災後～3日間	1日に2回共有する
4日後～1週間後	1日に1回共有する
1週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	3日に1回共有する

3) 市内事業所の被害状況確認

1. 安全に通勤できる方法にて商工会議所へ集合する。職員自身の目視で命の危険を感じる場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報等の解除後に出勤する。
2. 小野市産業創造課へ電話または直接出向き、市内の大まかな被害状況を確認する。
3. 被害が出ている地域の事業所を訪問し、被害状況を確認する。
4. 被害地域へ近づけない場合や、2次災害を起こす可能性が高い場合などは、該当地域の事業所に対し電話、SNSなどで安否・被害状況の把握を行う。また、被害地域が全市にわたる場合は、状況が分かる地域から確認を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 普段から自然災害等発生の発生に備え、小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための仕組みを構築する。
- ・ 小野商工会議所と小野市は、被害状況の確認や被害額（建物、設備、商品など）について、情報収集を行う。集めた情報は兵庫県北播磨県民局を加えた三者で共有する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、兵庫県商工会連合会と連携しながら小野市（災害対策本部）と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や兵庫県、小野市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

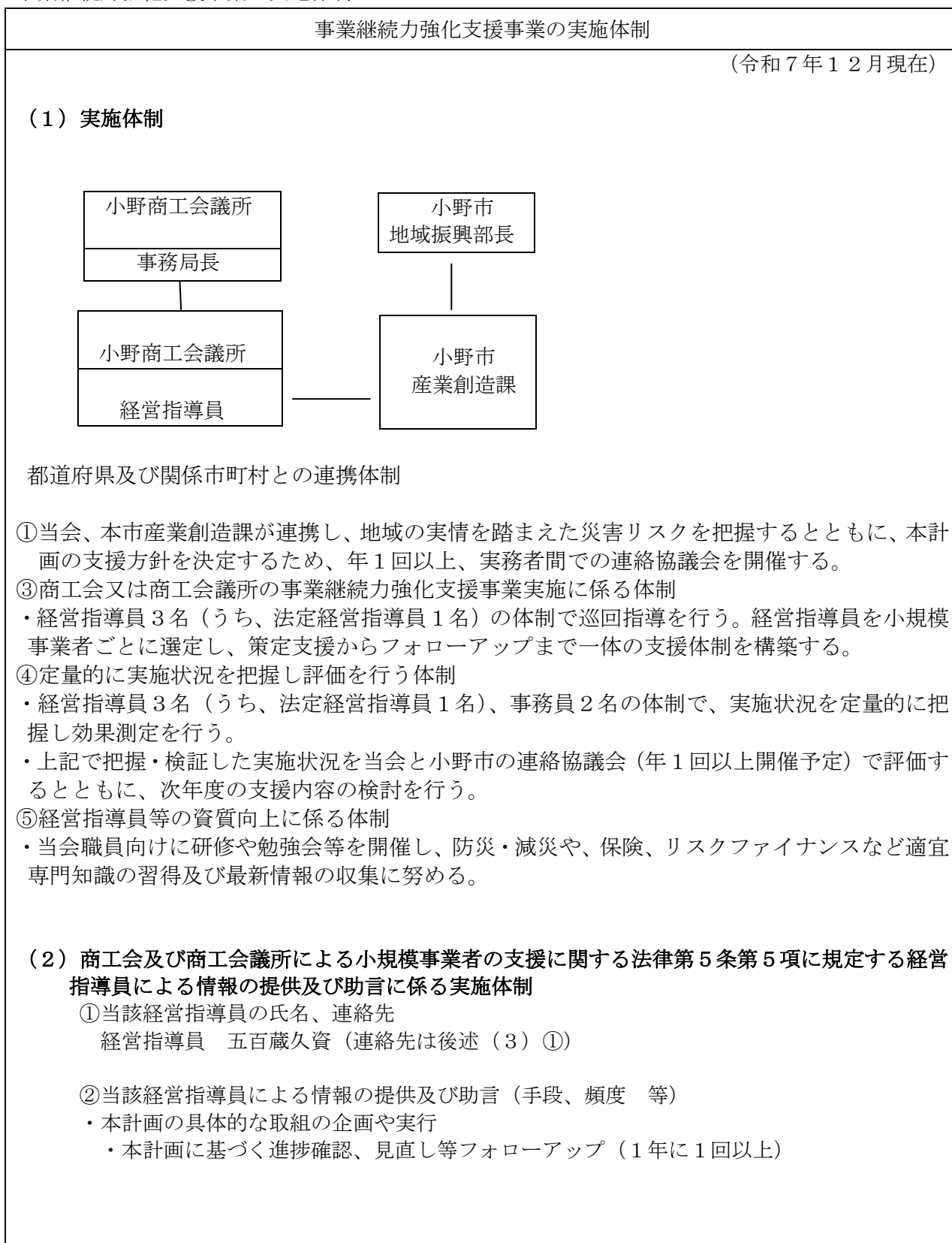
- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・兵庫県商工会議所連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 小野商工会議所、関係市連絡先

①小野商工会議所

〒675-1395 兵庫県小野市王子町 800-1

TEL 0794-63-1161 E-mail:info@onocci.or.jp

②小野市

〒675-1380 兵庫県小野市中島町 531 番地

TEL 0794-63-1000 0794-70-7137 (産業創造課)

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣費	100	100	100	100	100
広報費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
小野市商工振興事業補助金、兵庫県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

